

福島第一原子力発電所 3号機の安全確保に係る取組状況について

平成21年7月6日

東京電力株福島第一原子力発電所 3号機（以下「当該機」という。）は、平成21年2月24日から平成21年7月上旬までの予定で原子炉を停止し、第23回定期検査（定期事業者検査）を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

- 当該機においては、今停止期間中に、機器・構造物の定例的な点検、配管減肉管理指針に基づく配管の肉厚測定を計画的に実施するとともに、残留熱除去系配管改造工事等の予防保全の取組みが進められ、また、不適合情報の公開等、情報公開への努力も積み重ねてきている。
- 今回、原子炉再循環系配管の超音波探傷検査では、異常は認められていない。また、配管の減肉管理については、高圧注水系配管において余寿命が5年未満とされた部位が1部位確認されており、今後も引き続き適切な監視が必要である。
- 今定期検査中に、同じ制御棒の過挿入が2回発生し、また、別の制御棒でも制御棒が定位置に戻らなくなるという不適合が発生しており、いずれも制御棒駆動水圧系水圧制御装置の緊急挿入駆動水入口弁又は出口弁において、弁シート部の密着不良により漏えいしたことが原因と推定されているが、制御棒は発電所の安全上極めて重要な機能を有する設備であることから、弁の分解・点検においては、作業手順の管理を適正に行うとともに、細心の注意を払うことで、再発防止に努める必要がある。
- 事業者においては、現在、プラントの耐震安全性評価に関し、平成19年に発生した新潟県中越沖地震を受け、追加で行った地質調査結果も踏まえた再評価を実施しており、平成21年6月19日には、本号機を含めた福島第一原子力発電所の「耐震設計審査指針」改定に伴う耐震安全性評価結果中間報告書を提出しているところであるが、最終報告に向け、引き続き、最新の知見を適切に反映し、可能な限り迅速かつ確実に再評価を実施していくことが求められる。

- 福島第一原子力発電所においては、現在、災害に強い発電所への取組みが、ハード（設備等）、ソフト（組織等）両面にわたり、計画的に進められているが、安全性、信頼性向上の観点から、一層の設備の強化改善を図るよう努めるとともに、不斷に防災体制の実効性を確認していくことが求められる。
- 事業者においては、今後、当該機での起動試験の各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、安全・安心対策を、立地地域をはじめ県民の目に見える形で一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、その結果を分かりやすく説明することによって、信頼回復に向けた努力を積み重ねていくことが求められる。
- 県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心を基本に、事業者の安全確保、信頼回復に向けた取組状況について確認していく等、適切に対応していくこととする。